



市内特区民泊施設の経営を検討される皆様へ



千葉市特区民泊施設の 環境整備促進事業補助金のご案内

①補助金の内容

自然豊かな観光資源の有効活用、滞在型余暇活動の提供促進、市内滞在時間の増加による地域経済の活性化を目的とし、市内の特区民泊施設における受入環境整備の取組を支援します。

【補助対象となる整備経費】

- 1 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
- 2 パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応
- 3 居室内のWi-Fi整備
- 4 消防設備の整備(自動火災報知設備、誘導灯、スプリンクラー設備の整備等)
- 5 衛生設備の整備(塩素滅菌器の整備)
- 6 千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条における補助対象地域で、要綱第4条における補助対象者に該当しない合併処理浄化槽の設置
- 7 空調設備
- 8 都市計画法等の設計図書作成経費
- 9 特区民泊宿泊に供する備品(取得価格2万円以上)
- 10 特区民泊施設滞在者が利用するための自転車
- 11 その他、市長が受入対応の強化のために必要と認める事業



【補助金額】

- 補助対象経費の2分の1以内
- 1事業者に対する補助金の上限は30万円

②補助の対象者

以下のいずれかに該当する個人・団体で上記1～11を自らの費用負担で実施する者

- 1 市内の特区民泊施設における特定認定を受けた事業者
- 2 市内の特区民泊施設における特定認定を受けようとする事業者

③申請期間

平成29年12月26日(火)～平成30年1月26日(金)必着

④審査方法

書類及び面接審査(面接審査は2月初旬を予定しております。)

提出書類等は、裏面をご確認ください。

⑤提出書類 書類の様式等は、市ホームページをご覧ください。

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/promotion/index.html>

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第1号の2）
- ・見積書（2社以上）
- ・補助事業内容が確認できる書類（仕様書、図面、工程表、補助対象経費の積算が確認できる書類等）
- ・特区民泊施設の特定認定を受けた書類の写し（※既認定者のみ）
- ・要件確認申立書（様式第1号の3）
- ・補助金の交付要件に関する申立書（様式第1号の4）

⑥応募方法

- ・郵送、持込、E-mailのいずれかで下記申込み先へ提出

「特区民泊」（外国人滞在施設経営事業）とは？

国家戦略特別区域(※1)において、外国人旅客(※2)の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき3日以上で使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業

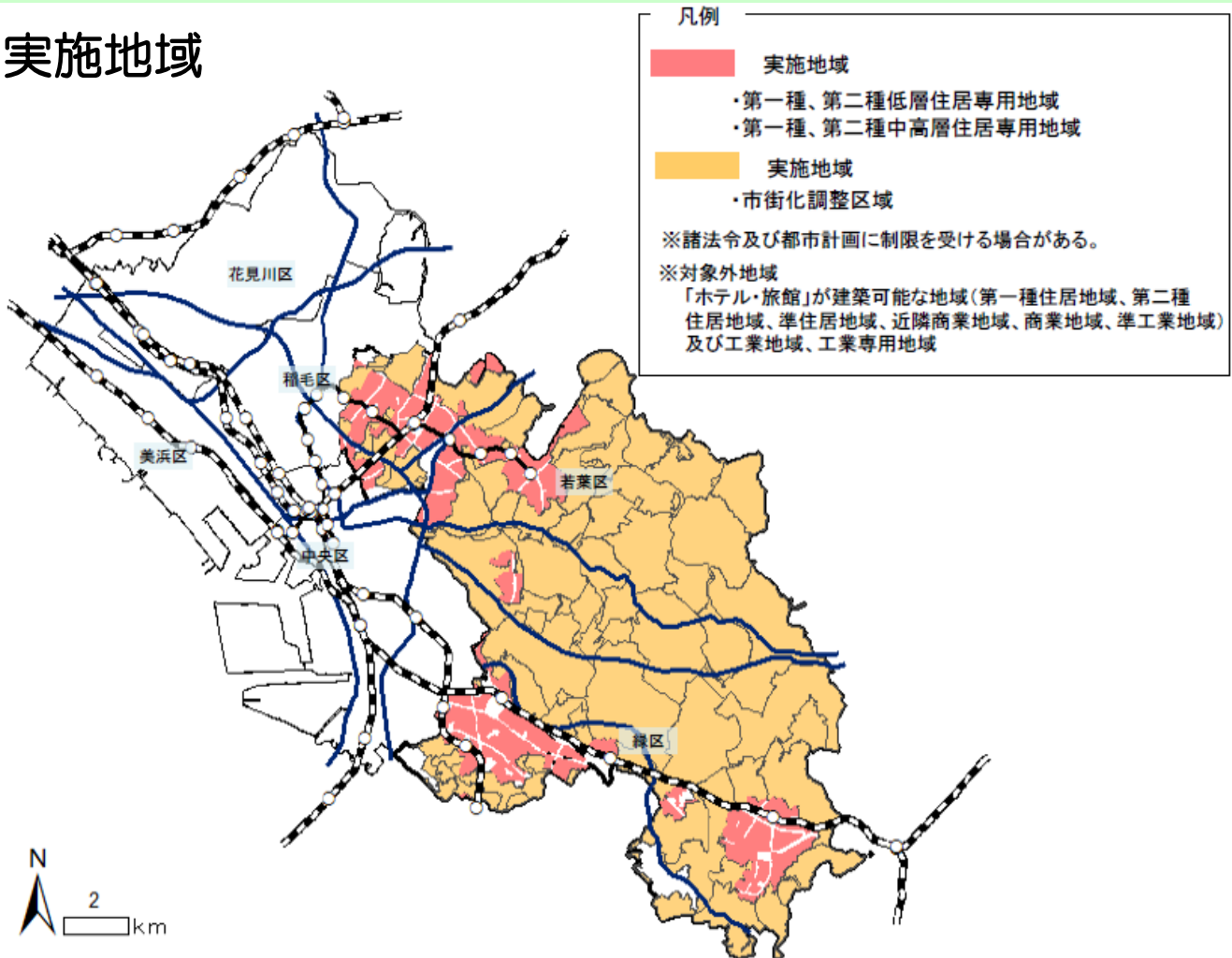
(※1)規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する区域

(※2)日本人の利用も可能

千葉市の実施目的

市内陸部の豊かな自然を活かすべく、特区民泊を導入し、滞在余暇活動の提供を促進することで地域経済活動の活性化やグリーンエリアの観光振興の推進を目的としています。

実施地域



お申込み・お問い合わせ ※12月29日（金）～1月3日（水）はお休みとなります。

千葉市 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 経済農政局経済部観光プロモーション課

TEL : 043-245-5619 Fax : 043-245-5669 E-mail : promotion.EAE@city.chiba.lg.jp